

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 特定健康診査、特定保健指導の充実について</p> <p style="text-align: center;">(40分)</p> <p>平成20年4月より、病気の早期発見・早期治療のため、いわゆる生活習慣病の発症や重症化を防ぐための、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導等の実施が医療保険者(国民健康保険・被用者保険)に義務づけられました。特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象となっております。</p> <p>本市においても、第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画に基づき、健康診査の充実の取組の視点として、早期発見・早期治療・早期予防のため、定期的な健診(検診)の受診はもちろん、日頃から自分で健康チェックを行い、生活習慣病に対する正しい知識の習得や実践に努めていくことが大切としております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、以下の質問をいたします。</p> <p>(1) 特定健康診査の受診率について (平成20年度、25年度、30年度の推移は。)</p> <p>(2) 市独自での検診項目(法律で定められた項目以外)について</p> <p>(3) 検診結果のお知らせについて</p> <p>(4) 受診料の個人負担金について</p> <p>(5) 特定保健指導の取組について</p> <p>(6) 健康相談、健康講座(教室)などの実施について</p> <p>(7) 若年健康診査について</p> <p>(8) 国民健康保険データシステムの活用について</p> <p>(9) 市民センターなどの身近な施設を活用した検診を受診しやすい環境の整備について</p> <p>(10) 今後の課題と取組について</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>